

— 令和元年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について —

平成26年4月1日に施行された消費税の税率改正に伴い、地方消費税の引き上げに伴う増収分については、その全てを社会保障施策に要する経費に充てるものとされ、その用途を明示することとされました。
令和元年度においては、下表の事業に係る経費に充当しました。

【 歳 入 】	地方消費税交付金決算額	3億 936万円
	うち社会保障財源化分（引上げ分）	1億3,904万円
【 歳 出 】	社会保障施策に要する決算額総額	24億4,051万円
	うち社会保障財源化分充当額	1億3,904万円

(単位：千円)

項目	予算額			決算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金（社会保障財源化分）
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	48,122	56			48,066	1,505
			障がい者福祉費	385,562	269,951			115,611	12,933
			老人福祉費	109,125	472		20,138	88,515	9,633
	児童福祉費	児童福祉総務費	289,620	217,331			72,289	5,471	
		保育総務費	30,137	15,030			15,107	0	
		認可外保育所費	44,803	39,612			578	4,613	
		保育所費	490,114	88,756	119,100	28,872	253,386	28,473	
		児童生活センター費	56,020	28,814			2,765	24,441	
社会保険	民生費	社会福祉費	国民健康保険費	123,560	61,953			61,607	4,611
			後期高齢者医療費	244,550	34,173		104	210,273	23,724
			介護保険事業費	271,615	8,067			263,548	29,735
			国民年金事務費	241				241	22
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	38,830			208	38,622	1,193
			予防費	82,471	3,075		665	78,731	8,789
			母子保健費	109,875	40,962			68,913	5,261
			三春病院費	115,860			47,730	68,130	7,687
合 計				2,440,505	808,252		101,060	1,412,093	139,038

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、人件費等を除いた一般財源の割合で按分して充当しています。
※社会保障施策に要するものとは、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉などの「社会福祉」、国民健康保険、介護保険、年金などの「社会保険」、医療や健康増進対策などの「保健衛生」に係るものです。